

平成 24 年度

北川村財政健全化判断比率等
審査意見書

北 川 村 監 査 委 員

〔 安 部 峨 〕
〔 尾 崎 一 マ 〕

平成 2 5 年 8 月 3 0 日

北川村長 大 寺 正 芳 様

北川村代表監査委員 安 部 峨

平成 2 4 年度北川村財政健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項並びに同法第 2 2 条第 1 項の規定により、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査しましたので、次のとおり意見を付して報告します。

目 次

第 1 健全化判断比率

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の手続き	1
4	審査の結果	1

第 2 資金不足比率

1	審査の対象	2
2	審査の期間	2
3	審査の手続き	2
4	審査の結果	2

【参考】	判断基準について	3, 4
------	----------	------

平成 2 4 年度北川村財政健全化判断比率等審査意見書

第 1 健全化判断比率

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成 2 5 年 8 月 9 日から平成 2 5 年 8 月 9 日まで（実質 1 日）

3 審査の手続き

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	健全化判断比率	平成 2 4 年度	早期健全化基準	備 考
①	実質赤字比率	— (%)	15 (%)	
②	連結実質赤字比率	— (%)	20 (%)	
③	実質公債費比率	3.0 (%)	25 (%)	
④	将来負担比率	— (%)	350 (%)	

第2 資金不足比率

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成25年8月9日から平成25年8月9日まで（実質1日）

3 審査の手続き

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	比 率 名	平成24年度	経営健全化基準	備 考
①	資金不足比率	— (%)	20 (%)	

【参考】判定基準について

主要健全化比率の算定基準は次のとおりである。

○ 実質赤字比率【普通会計等の実質赤字÷標準財政規模(%)】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

早期健全化基準については、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ11.25～15%となる。

財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している現行再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%とする。

○ 連結実質赤字比率【連結実質赤字額÷標準財政規模(%)】

全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率。

早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%加算し、市町村については財政規模に応じ16.25～20%とする。

財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に上記と同様の観点から10%加算し、市町村は30%とする。

○ 実質公債費比率(3ヵ年平均)

$$\frac{【(元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入)】}{標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}(\%)$$

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

早期健全化基準は、市町村は現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%とする。

財政再生基準は、市町村は現行の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準とされている35%とする。

○ 将来負担比率

$$\frac{【将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入)】}{標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}(\%)$$

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は350%とする。

○ 公営企業における資金不足比率

【政令で定める資金不足額÷政令で定める公営企業の事業規模(%)】

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した資金不足額の料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額に対する割合。

経営健全化基準(早期健全化基準に相当する基準)は、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準の2倍である20%とする。